

要配慮者利用施設（医療施設を除く） 避難確保計画作成の手引き （土砂災害編）

令和 8 年 5 月

釧路市防災危機管理課

この手引きは、土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき作成する、土砂災害のおそれがある場合の避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

各要配慮者利用施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したのですが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「土砂災害のおそれがある場合の避難確保計画」の項目を追加することでも可能です。

避難確保計画の作成にあたっては、釧路市が作成している「土砂災害ハザードマップ」で情報の収集方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については釧路市に確認してください。

―目次―

計画に掲載する項目について.....	1
1. 計画の目的・報告	2
2. 計画の適用範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び伝達	7
6. 避難誘導	9
7. 避難の確保を図るための施設の整備.....	11
8. 防災教育及び訓練の実施	12
9. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成（追記をする場合に限る。） ..	13

《解説及び留意事項》

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、釧路市ホームページで公開している。

○土砂災害警戒区域（釧路市 Web ハザードマップ）



《土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）》

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、道知事が指定した区域。

《土砂災害警戒区域（イエローゾーン）》

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として、道知事が指定した区域。

- なお、避難確保計画の作成や訓練に関する事項は土砂災害防止法第 8 条の 2 に定められている。

計画に掲載する項目について

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施
8. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成（追記する場合に限る。）

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設における土砂災害の発生または土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて見直ししていくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、土砂災害が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがある。
- 要配慮者の確実な避難の確保を図るため、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施・報告が義務付けられた。
- 令和3年7月の土砂法の一部改正により、要配慮者利用施設が訓練を実施した際、市町村へ報告することが義務化されました。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造 (該当するものに チェックを入れる)	☐ 木造 ☐ 非木造	階数	○階建て	使用階	○階～○階
利 用 者	昼	○名	夜間	○名	○名
施設職員		○名		休日	○名

【対象となる災害種別】

土砂災害	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	土石流	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	地すべり	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。

3. 防災体制

《記載例》

警戒レベル		体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
警戒レベル1		・ 早期注意情報 ・ 災害への心構えを高める	・ 防災気象情報等の収集 ・ 施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
			※（・ 事前休業の判断）	統括指揮者
注意体制 警戒レベル2		・ レベル2 土砂災害注意報の発表	・ 防災気象情報、避難情報等の収集 ・ 施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
			・ 避難誘導体制と避難ルートの確認 ・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒体制 警戒レベル3		・ レベル3 土砂災害警報の発表	・ 防災気象情報、避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員
			・ 使用する資器材の装備・運搬	避難誘導要員
			・ 利用者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
			・ 周辺住民への事前協力依頼 ・ 市町村等への連絡	情報収集伝達要員
		・ 【高齢者等避難】の発令	・ 避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	警戒レベル4	以下のいずれかに該当する場合 ・ レベル4 土砂災害危険警報の発表 ・ 【避難指示】の発令	・ 施設内全体の避難誘導と避難完了の確認	避難誘導要員
			・ 市町村等への連絡	情報収集伝達要員
	警戒レベル5	・ レベル5 土砂災害特別警報の発表 ・ 【緊急安全確保】※の発令 (※必ず発令される情報ではない事に注意)	・ 緊急安全確保	避難誘導要員

■ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

- 事前休業の判断について（※該当する場合に【3. 防災体制】の表の警戒レベル1へ記載する）
台風の接近等、風雨の影響により公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、
〇〇部門を臨時休業とする。
または午前・午後〇〇時の時点で、以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

《事前休業の判断基準となる防災気象情報等》

- 高齢者等避難
 - 暴風警報または特別警報、
 - レベル3 土砂災害警報・レベル4 土砂災害危険警報
- ※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする

《解説及び留意事項》

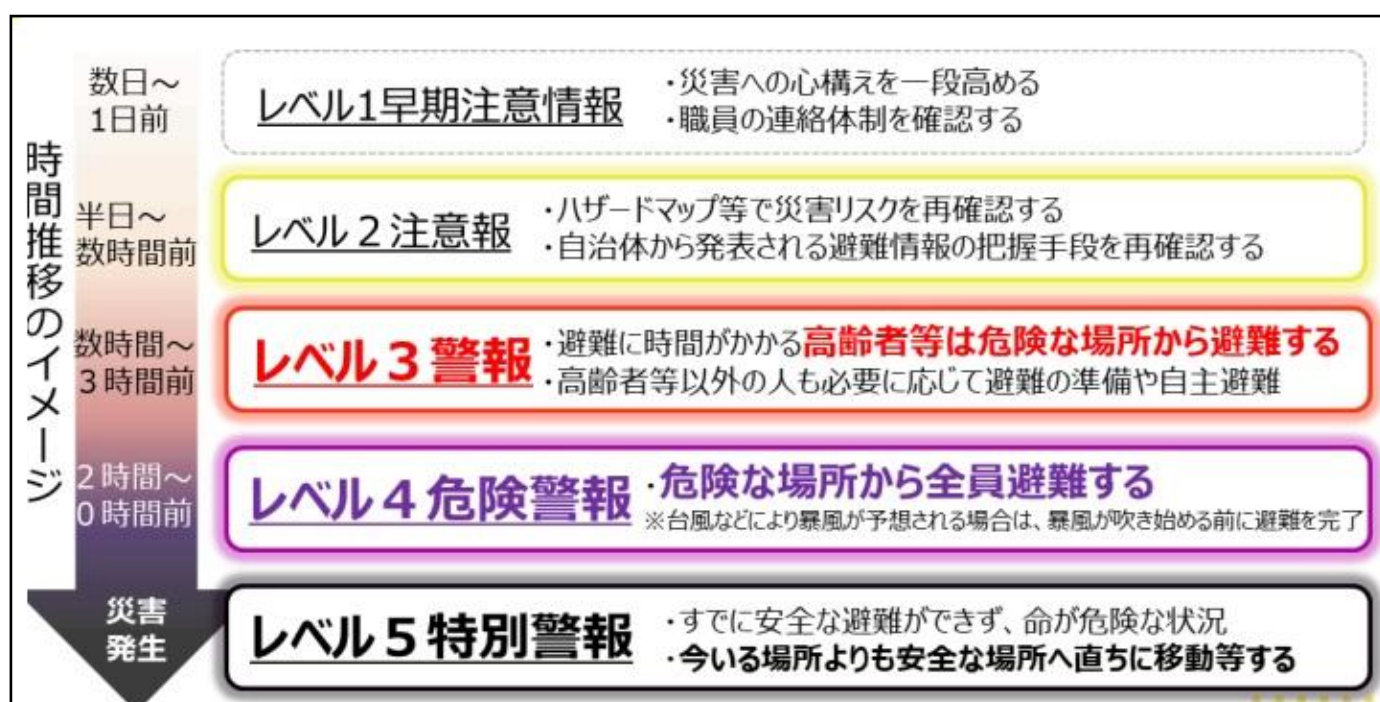
- 土砂災害のおそれがある場合の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。
 - 活動内容
 - ▶ 防災気象情報等の収集から避難誘導までの土砂災害のおそれがある場合における主な活動内容及びその順序について検討する。
 - ▶ その際、施設利用者等の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、土砂災害発生前に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で行うことが望ましい。
 - 体制の区分
 - ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
 - ▶ ただし、防災気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。
 - 体制確立の基準
 - ▶ 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。
 - 対応要員
 - ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
 - ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
- 事前休業の実施基準は、台風情報や大雨情報を参考にするほか、公共交通機関の計画運休等の情報を参考にすることが考えられる。開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

警報・注意報の種類	発表基準
【レベル1 早期注意情報】	・ 今後気象状況悪化のおそれ ・ 防災気象情を等の最新情報に注意し、災害への心構えを高める
【レベル2 土砂災害注意報】	・ 大雨による土砂災害が発生するおそれがあると予想したとき ・ 6時間先にレベル4基準に到達すると予想される場合に発表
【レベル3 土砂災害警報】	・ 大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したとき ・ まもなく【レベル4 土砂災害危険警報】を発表する可能性が高い状況において発表 ・ おおむね3～6時間先にレベル4基準に到達すると予想される場合に発表
【レベル4 土砂災害危険警報】	・ 【レベル3 土砂災害警報】発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき ・ 2時間先にレベル4基準に到達すると予想される場合に発表 ・ 積乱雲の急激な発達など予測が難しい状況では【レベル3 土砂災害警報】を経ずに発表される場合もあるため注意、
【レベル5 土砂災害特別警報】	・ 台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合 ・ 大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表

※以下の区分により発表される。

【 釧路南西部 】 釧路市釧路、釧路市音別

【 釧路中部 】 釧路市阿寒



4. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報 土砂キキクル（気象庁）	気象庁 HP、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
土砂災害警戒情報	気象庁 HP、北海道防災メール、 北海道土砂災害警戒情報システムなど
避難情報（高齢者等避難・ 避難指示・避難所開設等）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、 釧路市 HP、釧路市防災メール、釧路市 LINE、 釧路市 Web ハザードマップなど

《解説及び留意事項》

- 土砂災害防止法第8条第4項に基づき釧路市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、釧路市から該当地区に対して、避難情報が提供される。（釧路市からはホームページ・FMくしろ・釧路市防災メール等の他、電話・FAXで周知される。）
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要がある。
- 施設管理者等においては、登録型のメール配信サービスである「釧路市防災メール」にあらかじめ登録しておくことが望ましい。

○土砂災害警戒区域（釧路市 Web ハザードマップ）



○釧路市防災メール



- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- 台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、土砂災害の前兆がないか等についても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要がある。

(2) 情報伝達

- 別紙「施設内緊急連絡網」に基づき、防災気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 別紙「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者家族等に対し連絡をする。

- ・ 施設利用者等を避難させる可能性がある場合
「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ・ 施設利用者等を避難させる場合
「〇〇〇〇（避難場所）への避難を開始する。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ・ 避難の完了後、利用者家族等に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要である。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良い。

5. 避難誘導

《記載例》

（1）避難基準

- 基本的に、釧路市から「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令があった場合に避難等を開始する。
- ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、釧路市からの情報を待つことなく避難を開始する。

➤ なお、前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、釧路市（各行政センター、消防署等）に通報する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ がけの表面に水が流れ出す。 | ・ 樹木の倒れる音がする。 |
| ・ がけから水が噴き出す。 | ・ がけに割れ目が見える。 |
| ・ 小石がパラパラと落ちる。 | ・ 斜面がふくらみだす。 |
| ・ がけからの水が濁りだす。 | ・ 地鳴りがする。 |
| ・ がけの樹木が傾く。 | ・ 樹木の根の切れる音がする。 |

（2）避難場所、移動距離及び避難方法、避難経路

- 避難場所は下表のとおりとする。
- 避難場所は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、土砂災害ハザードマップに記載されている最寄りの指定避難施設を記載するものとする。
- 土砂災害は家屋等の建物の破壊や人的被害の発生など、甚大な被害を引き起こすことも多く、加えて地形そのものが変化する場合があるため立ち退き避難を選択することが原則である。
- 事態が切迫し、指定避難施設等への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」※がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
- ただし、屋内安全確保の場合には、可能な限り安全な部屋を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッター等から土石流が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意するとともに、一定のリスクがあることを施設職員や施設利用者は事前に認識しておく必要がある。
- 土砂災害が発生した場合の孤立によって、水や食糧の補給や体調を崩した場合の

処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど留意が必要である。

※屋内安全確保とは、その時点にいる建物内において、がけや沢から少しでも離れた部屋等への移動により安全を確保する行動であり、緊急でやむを得ない場合の避難行動である。【緊急安全確保】

- 【レベル5 緊急安全確保】が発令された際には、災害が発生・切迫した段階であり命の危険があることから、直ちに安全を確保する行動をとる必要がある。ただし、必ず発令される情報とは限らないことに注意が必要である。
- 指定避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議を行った上で記載するものとする。

- 土砂災害のおそれがある場合の避難場所までの避難経路については、【別紙1 避難場所までの避難経路図】のとおりである。

《解説及び留意事項》

- ハザードマップには、避難経路となる道路の他、洪水や内水による浸水想定深や土砂災害の危険箇所も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。

（3）避難誘導方法

■ 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

■ 原則、立ち退き避難をする。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 車での避難は、土砂災害や浸水で動けなくなる危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケット等を着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。避難誘導の前後には必ず人数の確認を行う。
- 【別紙1 避難場所までの避難経路図】については、施設から避難場所までの地図を記載し避難ルートを示す。避難訓練を行い、避難ルートの安全を確認する。

避難場所	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
避難場所 1		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他（ ）	〇分
避難場所 2		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他（ ）	〇分
屋内 安全確保		急激に災害が切迫することにより避難場所へ安全に避難できない過酷な事象に遭遇した場合に緊急的に移動する。【緊急安全確保】		

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

分類	避難に必要な装備品や備蓄等	数量	設置保管場所
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ（FM くしろ 76.1MHz）		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 携帯電話用バッテリー		
	☐ 電話・ファックス		
	☐ 電池・非常用電源		
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等）		
	☐ 案内旗		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話		
	☐ 携帯電話バッテリー		
	☐ 懐中電灯 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池		
	☐ 携帯用拡声器		
	☐ 電池式照明器具		
	☐ ライフジャケットやヘルメット		
	☐ 蛍光塗料		
	☐ 雨具		
	☐ 救急用品		
施設備蓄・非常持ち出し品	☐ 水（1人あたり〇ℓ） ☐ 食糧（1人あたり〇食分）		
	☐ 寝具 ☐ 防寒具 ☐ 着替え		
	☐ おむつ・おしりふき ☐ ウェットティッシュ		
	☐ 体温計 ☐ マスク ☐ 消毒液		
	☐ 使い捨て手袋、 ☐ ビニールエプロン		
	☐ 嘔吐処理具、 ☐ ゴミ袋		
	☐ ハンドソープ		
	☐ タオル		
	☐ 常備薬、 ☐ 包帯・絆創膏		
	☐ 簡易トイレ		
	☐ 電池 ☐ 携帯電話バッテリー		
その他	☐		
	☐		

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置保管場所
通常の設備	階段昇降機		
	車いす		
	その他（例：移動用車両、担架など）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源		
	土のう		
	止水板		
	その他（例：非常用サイレンなど）		

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材・施設備蓄又は非常持ち出し品について記載するものとし、記載したものは計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとする。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。
- 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。
- **訓練や研修は年1回以上、必ず実施し、訓練の実施を市へ報告すること。**
- 報告については、訓練実施後おおむね1か月以内に訓練実施報告書を市へ提出すること。複数回実施の場合は、最後の訓練実施後にまとめて提出しても良い。訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出すること。
- 利用者が参加する訓練の実施が難しい状況の場合は、図上訓練のみでも可とする。
- 研修や訓練には、土砂災害ハザードマップ等の他、釧路市が実施する出前講座等が活用できる。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。（ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する研修を別途実施すること。）

8. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

- 避難確保計画は、既存の計画に必要事項を追記して提出することもできる。
（消防計画、非常災害対策委計画、危機管理マニュアル）
「土砂災害のおそれがある場合の避難確保計画」の各項目を追加する。
- 避難確保計画を「消防計画」に追記した場合は、従来通り各消防署にも提出する。